

○総務省令第百号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第二項第三号及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第十六条第二項第二号の規定に基づき、郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二日

総務大臣 新藤 義孝

郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（郵便法施行規則の一部改正）

第一条 郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「八十円」を「八十二円」に改める。

（民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「八十円」を「八十二円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日（平成二十六年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 日本郵便株式会社は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の郵便法施行規則第二十三条の規定の例により、郵便法第六十七条第一項に規定する郵便に関する料金（実施期日が施行日以後であるものに限る。）を定め、同項の規定による届出をすることができる。

第三条 一般信書便事業者は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第二十三条の規定の例により、民間事業者による信書の送達に関する法律第十条第一項に規定する一般信書便役務に関する料金（実施予定日が施行日以後であるものに限る。）を定

め、同項の規定による届出をすることができる。